主な創業保証制度（令和８年４月時点）

■金融機関経由保証

保証制度の名称	金融機関連携型創業関連保証（ES保証）
対　象	金融機関が創業計画の作成に関与した創業者および創業者である中小企業者で、次の①～⑦のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人であって、２か月以内に中小企業の会社を新たに設立し、事業を開始する方 ②中小企業である子会社をこれから新たに設立し、自らの事業の全部または一部を継続して実施する中小企業である親会社 ③事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社であって、設立から５年未満の会社 ④自らの事業の全部または一部を継続して実施する親会社によって、新たに設立された中小企業である子会社であって、設立されてから５年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人が、個人で創業した後、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから５年未満の会社 ⑥事業を営んでいない個人であって、１か月以内に個人で事業を開始する方 ⑦事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始してから５年未満の方 ※事業開始前または事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の原則1/10以上の自己資金が必要です。
保証限度額（※1）	3,500万円
保証期間	10年以内（※2）
保証料率（年）	0.70% 事業開始前または事業開始後1年未満引き下げあり（※3）
貸付利率（年）	金融機関所定
申込受付窓口	りそな銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、枚方信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、のぞみ信用組合 ※融資実行後3年間、取扱金融機関のフォローアップがあります。

保証制度の名称	金融機関連携型スタートアップ創出促進保証（ES保証ネクスト）　経営者保証不要
対　象	金融機関が創業計画の作成に関与した創業者および創業者である中小企業者で、次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人であって、２か月以内に中小企業の会社を新たに設立し、事業を開始する方 ②中小企業である子会社をこれから新たに設立し、自らの事業の全部または一部を継続して実施する中小企業である親会社 ③事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社であって、設立から５年未満の会社 ④自らの事業の全部または一部を継続して実施する親会社によって、新たに設立された中小企業である子会社であって、設立されてから５年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人が、個人で創業した後、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから５年未満の会社 ※１期目の税務申告が未了の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。
保証限度額（※1）	3,500万円
保証期間	10年以内（※2）
保証料率（年）	0.90% 事業開始前または事業開始後1年未満引き下げあり（※3）
貸付利率（年）	金融機関所定
申込受付窓口	りそな銀行、池田泉州銀行、関西みらい銀行、紀陽銀行、京都銀行、尼崎信用金庫、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、枚方信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、のぞみ信用組合 ※融資実行後3年間、取扱金融機関のフォローアップがあります。 ※原則として、会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に対し「ガバナンスチェックシート」を提出する必要があります。

（※1）保証限度額以外に、ほかの保証との合算限度の定めがあります。
（※2）取扱金融機関により異なりますので、取扱金融機関へご相談ください。
（※3）事業開始前または事業開始後1年未満の方は、表示保証料率から0.10%引き下げします。

主な創業保証制度（令和８年４月時点）

■大阪府融資制度保証

保証制度の名称	開業・スタートアップ応援資金（開業資金）	無保証人対応　経営者保証不要
対　象	創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方 または業歴の浅い方で、次のいずれかに該当する方 ※事業開始前もしくは事業開始後2か月未満の場合、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に個人で事業を開始しようとする方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方 ③事業を営んでいない個人で、事業を開始してから５年未満の方 ④事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社 ⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2か月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社 ⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立してから５年未満の会社 ⑦事業を営んでいない個人が、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社	左記のうち ②、④～⑦のいずれかに該当する方 ※税務申告１期末の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。
保証限度額（※1）	3,500万円	
保証期間	10年以内	
保証料率（年）	1.00%	1.20%
貸付利率（年）	1.65% 女性・若者・シニア・ＵＩＪターン引き下げあり（※2）	
申込受付窓口	当協会、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、大阪府内各市町村中小企業金融担当課（大阪市を除く。） 取扱金融機関	取扱金融機関 ※原則として、会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に対し「ガバナンスチェックシート」を提出する必要があります。

保証制度の名称	開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）	無保証人対応　経営者保証不要
対　象	主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能であり、次のいずれかに該当する方 ※事業開始前もしくは事業開始後2か月未満の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、6か月以内）に個人で事業を開始しようとする方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、6か月以内）に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方 ③事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年未満の方 ④事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社 ⑤事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の方、または開業後1年以内（開業時を含む。）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方 ⑥事業を営んでいない個人が新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または設立後1年以内（会社設立時を含む。）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社 ⑦事業を営んでいない個人が、事業を開始したのち法人成りした会社であって、個人で事業を開始して1年未満の会社 ⑧事業を営んでいない個人が、事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して1年以上5年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、または開業後1年以内（個人で開業時を含む。）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社	左記のうち ②、④、⑥～⑧のいずれかに該当する方 ※税務申告１期末の場合は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です。
保証限度額（※1）	3,500万円	
保証期間	10年以内	
保証料率（年）	0.50%	0.70%
貸付利率（年）	1.45% 女性・若者・シニア・ＵＩＪターン引き下げあり（※2）	
申込受付窓口	地域支援ネットワーク型取扱金融機関	地域支援ネットワーク型取扱金融機関 ※原則として、会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に対し「ガバナンスチェックシート」を提出する必要があります。

（※1）保証限度額以外に、ほかの保証との合算限度の定めがあります。
（※2）女性・若者（35歳未満）・シニア（55歳以上）・ＵＩＪターン（受付時の1年前以内に東京圏に在住していた方の府内における創業）に該当される方は、表示貸付利率から**0.20%引き下げ**します。

連帯保証人が必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
また、経営者保証不要 とあるものについては、法人代表者を含め、連帯保証人は不要です。

【お問い合せ先】 大阪信用保証協会 サポートオフィス　経営支援部 経営相談課
TEL:06-6260-1730（祝日を除く月～金 9:00～17:30）

【令和8年6月発刊】

大阪信用保証協会は

創業期のお客さまの**夢**の実現を全力でサポートします！

創業支援メニューのご案内

これから創業をお考えの方・創業後間もない方
こんなお悩みありませんか？

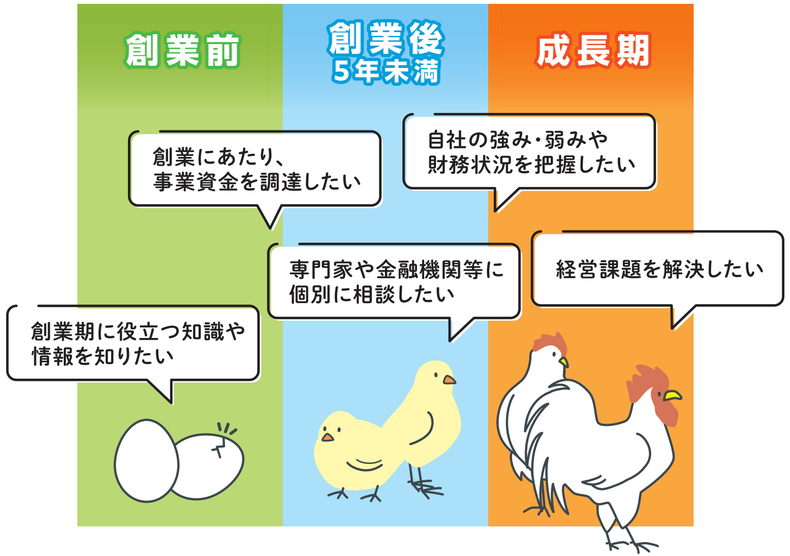

大阪信用保証協会

〈創業期のお客さま〉※をさまざまな創業支援メニューでサポートします！

※本リーフレットにおける〈創業期のお客さま〉とは、「事業を営んでいない方で、これから事業を開始される方」または「事業開始後5年を経過していない方」としています。

創業計画書の作成に関する疑問を解決したい

会場開催

資金調達のための創業計画書セミナー

対象 大阪府内で創業予定かつ当協会をご利用予定の方
（資金調達を検討されている方、具体的な創業計画書を作成したい方）

内容 専門家による講義を通じて、創業期に必要となる知識・ノウハウを提供し、創業計画書の作成を支援します。

創業にあたり、事業資金を調達したい

当協会の創業保証制度（裏面の創業保証制度一覧をご覧ください。）

対象 事業資金の調達をお考えの方

内容 当協会では創業期にご利用いただける保証制度を揃えています。なお、ご利用となる保証制度、保証金額、保証期間、返済方法等に応じた信用保証料のお支払いが必要となります。

個別サポートで創業期後も安心

創業前 → **創業後5年未満** → **成長期**

大阪府内の約10万者の企業にご利用いただいています

大阪信用保証協会とは

大阪信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的な機関です。
信用保証による金融支援と、創業支援を含めた経営支援を通じて、大阪府内の中小企業・小規模事業者の皆さまをサポートします。

信用保証制度について

信用保証制度とは、中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からご融資を受ける際に公的な保証人になり、融資を受けやすくするためのしくみです。

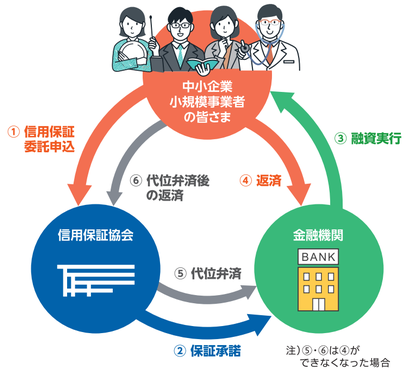

- 創業して間もないため、経営に役立つ情報がほしい
- 女性起業家同士のネットワークを構築したい

会場開催（アーカイブ配信あり）

女性起業家支援セミナー

対象 当協会をご利用中で創業期の女性起業家の方

内容 専門家や創業経験者による講演等を実施し、経営に関する知識やノウハウを提供します。
また、参加者の交流会等を通して、女性起業家同士のネットワークづくりを応援します。

創業期の資金繰りに関する知識を身に付けたい

会場開催（アーカイブ配信あり）

創業期資金繰りセミナー

対象 当協会をご利用中で創業期の方

内容 専門家による講義を通じて、創業期における資金繰りに関する知識やノウハウを提供し、創業後の事業の見直し等のヒントとなる情報をお届けします。

- 気軽に経営の相談をしたい
- 自分の会社の財務状況を把握したい

当協会窓口

経営相談コーナー（財務診断サービス含む。）

対象 当協会をご利用中の方

内容 当協会職員が財務や経営に関するご相談をお受けします。
また、経営相談コーナーのご利用に際し、財務診断サービス※をご希望される方は、事前にお申し込みください。

※財務診断サービスは、中小企業診断士の資格を有する当協会職員が決算書（確定申告書）の財務分析を主体に経営アドバイスを行うサービスです。
当協会窓口のほか、オンライン（Web面談）、訪問形式でもお受けしています。

- 自分の会社の強み・弱みを把握したい
- 経営課題等を解決したい

訪問・オンライン面談

経営サポート事業

対象 当協会をご利用中で経営課題をお持ちの方

内容 ご相談内容に応じて、専門家が経営診断や課題解決のためのアドバイスを行います。
経営診断後、必要に応じて、専門家が課題解決に向けた事業計画策定をお手伝いします。

広報物のご案内

創業期に役立つさまざまな広報物を発刊しています。
各広報物はWebサイトにてご覧いただけるほか、
創業者向けガイドブックは、窓口にて配布しています！

創業者向けガイドブック「未来へ進む、はじめの歩み」

創業計画作成や創業前の準備について、マンガでわかりやすく解説しています。

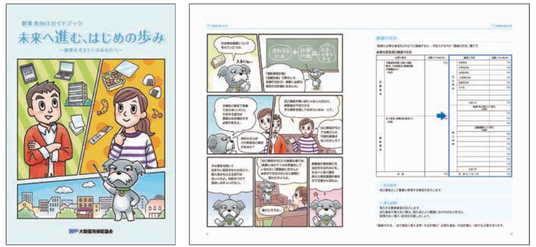

業種別創業計画書（デジタルブックのみ）

創業準備のポイント、創業計画書例を紹介しています。
ぜひ、創業計画書作成時にご活用ください。

インタビュー記事バックナンバー

先輩起業家等のインタビューを掲載しています。

▶Webサイト

各種保証制度やイベントの詳細については、
当協会Webサイトをご覧ください。

URL:https://www.cgc-osaka.jp

大阪信用保証協会 検索

▶LINE公式アカウント

各種イベントなど有益な情報をお届けします。
ぜひお友だち登録をお願いします。

ID:@cgc-osaka